

会計年度任用職員のあらまし

れいわ ねん がつ にちげんざい
—令和8年3月5日現在—

1 任用期間

げんそく さいよう ひ どうじつ ぞく ねんど まつじつ
原則として採用の日から同日の属する年度の末日まで（ただし
にんようきかんまんりようじ ぎょうむ ひつようせい よさん じょうきょう きんむ
任用期間満了時における業務の必要性や予算の状況、勤務
せいせき ふくむじょうきょうなど そうごうてき はんだん つうさん ねん じょうげん
成績・服務状況等を総合的に判断し、通算して3年を上限とし
さいど にんよう ばあい
て再度の任用をする場合があります。）
にんよう ひ つき あいだ じょうけんつきさいようきかん
任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。

2 報酬等

ほうしゅうげつがく えん ひょうじゅんげつがく
①報酬月額 95,100円／標準月額
ほうしゅうがくなど かいてい ばあい
（報酬額等は改定される場合があります。）

②通勤経費

- こうつうきかんりよう ばあい じっぴ げんそく おうふくうんちん にちぶん
・交通機関利用の場合：実費（原則として往復運賃の18日分
そうとう しきゅう
相当）を支給
こうつうようぐりよう ばあい つうきんきより おう がく しきゅう
・交通用具利用の場合：通勤距離に応じた額を支給

③その他 期末手当を支給

3 休暇

①年次休暇

にんよう ひ ねん あいだ にち にっすう にち
任用された日から1年の間で10日。この日数は、1日を5
じかん かんさん にちかん じかん
時間に換算します。（10日間＝50時間）

②年始・年末の休暇

がつ にち にちおよ がつ にち にち
1月1日～3日及び12月29日～31日

③その他に特別休暇（夏季3日など）があります。

4 社会保険等

けんこうほけん こうせいねんきんほけんおよ こようほけん かにゅう
健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

5 その他

かいけいねん どのんようしよくいん ちほうこうむいんほう もと にんよう いっぱん
会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般
しよく ちほうこうむいん
職の地方公務員です。

ちほうこうむいんほう きてい ふくむ かん きてい ふくむ せんせい ほうれい
地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令
とうおよ じょうし しよくむじょう めいれい したが ぎ む しんようしつていこうい きんし
等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、
ひみつ まち ぎ む しよくむ せんねん ぎ む せいじてきこうい せいげん てきよう
秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用
されるほか、ちほうこうむいんほう きてい ちようかい きてい がいとう
ちほうこうむいんほう きてい ちようかい きてい がいとう
場合は、法に基づく処分の対象となります。

6 勤務場所・勤務時間について

- ・ 4 週 間を平均して 1 週 間 当たり 2 0 時間です。
- ・ 勤務時間の割り振りは原則、下記の通りです。ただし、業務の都合等により変更される場合があります。
- ・ 勤務場所の敷地内は全面禁煙です。

くぶん 区分	おも きん む ば し ょ きん む じ かん 主 な 勤 務 場 所 ・ 勤 務 時 間	
D	ほんちょう かくくやくしよ 本 庁、各区役所、 かくぎょうせい など 各 行 政 セ ン ター 等	8 : 30 ~ 17 : 15 のうち 5 時間 (週 4 日)
	きょういくいいんかいじむきよく 教 育 委 員 会 事 務 局、 がっこうなど 学 校 等	8 : 00 ~ 17 : 00 のうち 5 時間 (週 4 日)

※ 市内全域の各施設に勤務する場合があります。